

2020 年度行政書士試験向け「合格講座講義録」訂正のお知らせ

2020 年 4 月 17 日

LEC 行政書士講座をご受講いただきましてありがとうございます。

2020 年度行政書士試験向け講座の使用教材である「合格講座講義録」につきまして、以下のような訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、ご確認をお願いいたします。

GU20002 『2020 行政書士試験 合格講座講義録【民法 I 総則・物権】』

(p. 28) **関連知識を CHECK!**、上から 3 行目

る設立の登記が必要である(一般社団法人及び一般社団法人に関する法 10

↓ (追加)

る設立の登記が必要である(一般社団法人及び一般社団法人に関する法律 10

(p. 38) 「(2) 例外」、本文、上から 1 行目

相手方が表意者の真意を知り(悪意)、・・・・

↓ (追加)

相手方が表意者の真意ではないことを知り(悪意)、・・・・

(p. 42) **過去問**、上から 3 行目

A は、C に対して A・B 間の譲渡契約の無効を主張できる。[2008-27-才 改]

↓ (訂正)

A は、C に対して A・B 間の譲渡契約の無効を主張できる。[2010-27-5]

(p. 63) 本文、上から 7 行目

条は、「相手方がその目的を知り、又はすることができたとき」は、その

↓ (訂正)

条は、「相手方がその目的を知り、又は知ることができたとき」は、その

(p. 71) **事例 23**、上から 2 行目

後、B が死亡し、A が甲土地を単独相続した。この場合、・・・・

↓ (削除)

後、B が死亡し、A が単独相続した。この場合、・・・・

(p. 75) 「3 権限外の行為の表見代理(110条)」、本文、上から 1 行目

権限外の行為の表見代理とは、代理人が本人から代理権を与えているが、

↓ (追加)

権限外の行為の表見代理とは、代理人が本人から代理権を与られているが、

(p. 79) 【表見代理と無権代理の関係】(表)

②	相手方は、表見代理を主張しないで、直ちに無権代理人の責任を追及 <u>す</u>
---	------------------------------------------

↓ (削除)

②	相手方は、表見代理を主張しないで、直ちに無権代理人の責任を追及
---	---------------------------------

(p. 99) 【相対効の原則の例外】(表)

①

・地役権を行使する共有者が数人ある場合には、その一人について時効の完成猶予の事由があっても、時効は、各共有者のために進行する(284条2項 **改正**)。

↓ (訂正)

・共有者に対する時効の更新は、地役権を行使する各共有者に対してしなければ、その効力を生じない(284条2項 **改正**)。

(p. 100) 「1 所有権の取得時効」、本文、上から2行目の自主占有を、20年間(占有開始時に悪意または善意**無**過失のとき(162条1項))

↓ (訂正)

の自主占有を、20年間(占有開始時に悪意または善意**有**過失のとき(162条1項))

(p. 134) 「(e) 特定財産承継遺言による財産取得と登記」、本文、下から3行目とができない(899条の2第1項)。事例50では、**A**が、甲土地につき法定

↓ (訂正)

とができない(899条の2第1項)。事例50では、**B**が、甲土地につき法定

(p. 144) **関連知識を CHECK!**、上から6行目

断されるから、**占有者**が、① 他主占有権原(賃借権に基づく占有など、その

↓ (訂正)

断されるから、**所有者**が、① 他主占有権原(賃借権に基づく占有など、その

(p. 145) 過去問番号(1つ目)

⇒ 2018-30

↓ (訂正)

⇒ 2017-30

(p. 146) 「2 果実収取権」、**MEMO**、上から2行目

とをいい、悪意(190条1項)とは、みずからが所有者で**ある**ことを知

↓ (訂正)

とをいい、悪意(190条1項)とは、みずからが所有者で**ない**ことを知

(p. 160) 過去問番号

⇒ 2024-29-ア

↓ (訂正)

⇒ 2014-29-ア

(p. 165) 過去問番号(1つ目)

⇒ 2010-27-5

↓ (訂正)

⇒ 2014-29-ウ

GU20003 『2020 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅱ 債権・家族法】』

(p. 264) 「(1) 連帯債務者間の求償権」、本文、上から2行目
を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分
↓ (追加)
を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を

(p. 266) **過去問**、上から5行目
知することなくCに弁済した。その当時、BはCに対して500万円の金銭を有し
↓ (追加)
知することなくCに弁済した。その当時、BはCに対して500万円の金銭**債権**を有し

(p. 271) **関連知識を CHECK !** (表)

		不可分債務
対外的効力		債務者は、債務者の1人に

↓ (訂正)

債権者は、債務者の1人に

(p. 301) 本文、下から1行目
ので、**A**の債務(代金支払債務)は消滅しない。
↓ (訂正)
ので、**B**の債務(代金支払債務)は消滅しない。

(p. 302) 「(3) 受領遅滞」、本文、上から4行目
債務の履行が完了するために、**債務**者の受領が必要な場合が多い。
↓ (訂正)
債務の履行が完了するために、**債権**者の受領が必要な場合が多い。

(p. 311) **MEMO**、上から2行目
受けた者をいう(501条3項1号かっこ書 **改正**)。(ii) 第三**債務**者から
↓ (訂正)
受けた者をいう(501条3項1号かっこ書 **改正**)。(ii) 第三**取得**者から

(p. 319) 「8 代物弁済」、本文、上から1行目
「債務者の負担した給付に代えて他の給付することにより債務を消滅
↓ (追加)
「債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅

(p. 342) 過去問番号
⇒ 2013-29-**3**
↓ (訂正)
⇒ 2013-29-**2・4**

(p. 352) 「(2) 損害賠償請求権」、本文、上から 1 行目
債権者は、解除権の行使とともに、債務者に対して、債務不履行を理由

↓ (追加)

債権者は、解除権の行使とともに、債務者に対して、債務不履行を理由

(p. 357) **過去問**、上から 6 行目

⇒ × そのとおり。A B間の贈与契約は、負担の履行期が贈与者の生前と

↓ (削除)

⇒ × A B間の贈与契約は、負担の履行期が贈与者の生前と

(p. 377) 「(1) 賃料支払義務」、本文

賃貸人は、賃貸人に賃料を支払う義務を負う(601条)。

↓ (訂正)

賃借人は、賃貸人に賃料を支払う義務を負う(601条)。

(p. 378) **関連知識を CHECK!**、上から 2 行目

賃料の一部が滅失その他の事由により使用収益することができなくなった場合、

↓ (訂正)

賃借物の一部が滅失その他の事由により使用収益することができなくなった場合、

(p. 379) 「(1) 敷金返還請求権の発生時期」、本文、上から 2 行目

賃貸物の返還を受けたときは、賃貸人に対し、その受け取った敷金の額から

↓ (訂正)

賃貸物の返還を受けたときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から

(p. 380) 「(1) 「売買は賃貸借を破る」の原則」、本文、上から 5 行目

ない。そうすると、Bは、Cの所有権に基づく甲建物の返還請求に応じざるを

↓ (訂正)

ない。そうすると、Bは、Cの所有権に基づく甲土地の返還請求に応じざるを

(p. 440) **関連知識を CHECK!**、上から 12 行目

際に垣根を壊した場合、Cは、Bに対して損害賠償を請求できる。

↓ (訂正)

際に垣根を壊した場合、Cは、Aに対して損害賠償を請求できる。

GU20004 『2020 行政書士試験 合格講座講義録【行政法 I 総論・手続法】』

(p. 45) **過去問**、下から 3 行目

⇒ × 判例は、地方自治法施行令が、公務員について解職代表者となることを

↓ (追加)

⇒ × 判例は、地方自治法施行令が、公務員について解職請求代表者となることを

GU20005 『2020 行政書士試験 合格講座講義録【行政法Ⅱ 救済法・地方自治法】』

(p. 213) 過去問番号 (2つ目)

⇒ 2016-15-2

↓ (訂正)

⇒ 2016-15-1

(p. 275) **趣旨**、上から3行目

が国・公共団体への変更されたことに対応して、・・・・・・・・

↓ (削除)

が国・公共団体へ変更されたことに対応して、・・・・・・・・

GU20006 『2020 行政書士試験 合格講座講義録【商法・会社法】』

(p. 76) **過去問**、上から2行目

任は、創立総会の決議によって行わなければならない。[2017-35-5]

↓ (訂正)

任は、創立総会の決議によって行わなければならない。[2017-37-5]

ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部